

1904
2010
3/1

府職の友

発行所／大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人／平井 賢治 編集人／小山 智美
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

貧困なくせ！生活危機突破
3・21大阪府民集会

場所 扇町公園
日時 3月21日(日)
11:00~11:40
※終了後デモ

要求実現めざす母体

府職労を強く大きく



組織強化・拡大集中月間スタート

府職労は、3月から6月の間を年間を通じて新しい仲間を迎え入れる重要な期間として、組織強化・拡大集中月間に設定し、府職労未加入者、4月に入庁される新規採用者に対して、府職労への加入呼びかけをすべての組合員に依頼し、府職労の全組織が目標を明確にし推進することになっています。

特別休暇改悪提案に対するたたかいなどの教訓は、橋下府政との対決の方向が明快になったことです。すべての職員を視野にいれた運動と府民との共同の力で、橋下府政を包囲し一定改悪提案を押し戻すことができました。これらのたたかいに職場では府職労運動への共感が広がっています。

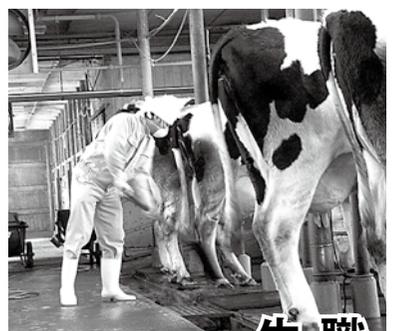
WTC移転反対のたたかいや給与制度の改悪が予測されるも、新たなたたかいが始まります。団結と要求実現をめざす母体である府職労をさらに大きくしましょう。

**スタート集会
ひらかれる**

総対話をめざす集中月間初日である3月1日スタート

シリーズ 特勤 ②

環境農林水産総合研究所の羽曳野サイトには、牛、鶏の畜(鶏)舎があり、府域の畜産技術の開発推進や生産者からの技術相談に応じられるようになっていきます。これら大阪府の施設は、他府県の同様の施設に比べて、研究用の家畜、家きんの数が少なく、規模が小さい



職員の手作業で行なう 牛、鶏のふん尿処理

環境農林水産総合研究所の羽曳野サイトには、牛、鶏の畜(鶏)舎があり、府域の畜産技術の開発推進や生産者からの技術相談に応じられるようになっていきます。これら大阪府の施設は、他府県の同様の施設に比べて、研究用の家畜、家きんの数が少なく、規模が小さい

作業となっています。このため、他府県ではほとんど機械化されている家畜、家きんのふん尿の処理は、大阪府では職員の手

ごあるのか、この調査では明らかになっていません。特殊勤務手当は、業務の特殊性にその根拠がありません。手当の趣旨を無視し、業務の実態を踏まえ、今回の府当局の廃止強行は、現場で頑張る職員のやる気をなくすことにつながります。

2月府議会開 WTC購入は断念し 中小業者支援、医療・福祉の充実を

府民要求連絡会は、2月府議会開会日の2月23日12時15分から「ムダなWTC購入・大規模開発よりも、大阪府は景気回復、医療・福祉の充実を」をスローガンに、2月府議会開会日府庁前集会・デモを行いました。府職労中央地区評の組合員を含め180名が参加しました。

集会では、日本共産党府議員団のぐち原亮副幹事長が来賓あいさつし、「府民のくらし・雇用が大変ななか、それをさらに深刻にしたのが橋下府政の2年間」だと述べ、中小企業支援や私学助成、国際児童文学館なども切り捨ててきた施策の中止を説明。その一方で、阪神高速淀川左岸線やなにわ筋線、ベイエリア開発など大型開発は推進しようとしていることを解

明、「橋下知事は『府市統合』を声高に叫んでいるが、そのねらいは府民生活向上ではなく開発にある。大阪経済再生のためには、医療・福祉の充実で府民のくらしをささげ、雇用と中小業者を守る」と述べ、2月府議会での府民要求実現に奮闘する決意を述べました。

続いて、府高教の米山幸治書記長、新婦人の上嶋ゆりこさん、大商連の三谷信雄会長の3名が決意表明し、橋口紀塩・府民連事務局長(府職労副委員長)が、2月府議会に向けた宣伝・対話、府議会傍聴などの行動を呼びかけました。

集会の後、参加者は府庁前をデモ行進。「WTCへの府庁舎移転、ムダな購入はやめよ」「大阪府は福祉と教育を守れ」「橋下知事は府民のくらしを守れ」と府庁に向かってコールしました。



遊歩道

労働者派遣法の抜本改正が大きな焦点となっている。鳩山首相は施政方針演説で「派遣労働を抜本的に見直し、登録型派遣や製造業への派遣を原則禁止します」と述べた。昨年末、厚労省の労働政策審議会は「今後の労働者派遣制度の在り方について」を答申した。鳩山政権はこの答申をもとに労働者派遣法の改正案を国会に提出する。しかし、答申には「製造業派遣の原則禁止」といいながら、「常用雇用(常用型派遣)が禁止の例外」とされている問題と、「登録型派遣の原則禁止」としながら現行の「専門26業務」を例外とする2つの抜け穴が▼また、登録型派遣や製造業派遣の原則禁止について「3年以内」としていたが、登録型について「さらに2年」とするなど施行が先送りとなっている▼大企業の社会的責任を果たさせるために、登録型派遣禁止の例外とされる専門業務の見直し、また日雇い派遣を例外なく禁止することや育児休業などを理由とする不利益取り扱い禁止など派遣先責任の強化、登録型・製造派遣の原則禁止の早期施行など労働者派遣法の抜本改正の取り組みを強化しなければならぬ。(I・A)